

2016

## 総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成28年2月10日(水曜日) 開議

平成28年2月10日(水曜日) 散会

西いぶり広域連合議会

## 総務常任委員会審査事項

平成28年2月10日(水)  
メルトタワー21 2階大会議室  
開議 午前10時00分  
散会 午前10時10分

| 日程 | 番号   | 件名  | 結果 |
|----|------|---|----|
| 1  | 報告事項 | 広域連合の運営に関する事項<br>1 訴訟経過について<br>2 西胆振地域廃棄物広域処理施設整備検討業務委託について |    |

### ○出席委員(13名)

委員長 児玉智明

副委員長 森太郎

委員 下道英明 五十嵐篤雄 佐藤 忖  
山田秀人 細川昭広 早坂博  
辻弘之 村井寿行 寺島徹  
阿部正明 吉村俊幸

### ○欠席委員(1名)

委員 木村辰二

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

|   |   |              |
|---|---|--------------|
| 高 | 橋 | 事務局長         |
| 田 | 所 | 総務課長         |
| 加 | 納 | 総務課主幹 [ 施設 ] |
| 坂 | 口 | 総務課主幹        |

総務常任委員会記録

平成28年2月10日(水曜日)

午前10時00分 開議

○児玉委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は木村委員から欠席する旨、辻委員からおくれる旨の連絡を受けておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について、理事者の報告を一括して求めます。

○高橋事務局長 お忙しいところ総務常任委員会を開催させていただき、まことにありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項として2件の報告事項につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては、1の訴訟経過につきましては田所総務課長から、2の西胆振地域廃棄物広域処理施設整備検討業務委託については加納総務課主幹からそれぞれ報告させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田所総務課長 それでは、訴訟経過につきまして御説明をいたしたいと思ひます。

資料につきましては、委員会資料1というもので御説明したいと思ひます。昨年10月の委員会におきまして、1ページ目のナンバー18までにつきましては説明済みの部分ということになってございますけれども、改めて簡単に御説明をいたしますけれども、裁判長のほうから被告に対して和解協議に応じるよう協議をしたけれども、被告が和解協議に応じないため和解協議を一度打ち切るとの説明がございました。ついては、判決を書くために原告、被告双方丁寧に主張をするようにという指揮があったところでございます。広域連合といたしましては、裁判長の指揮によりまして丁寧に説明をしてまいりたいというところまで御説明をしたところでございます。

その後、ナンバー19からになりますけれども、被告のほうから準備書面3と4の提出がございました。また、11月30日に第5回の弁論準備手続が行われたところでございます。

被告につきましては、準備書面3、4におきまして原告の主張につきましてはおおむね否認をしております。

また、覚書につきましては、保守管理費の乖離についてはそもそも性能保証責任の対象ではないので原告は覚書によって権利放棄をしたわけではないので錯誤無効に当たらない、権利放棄ではないので議決は不要というような主張をしております。覚書については、保証期間は既に消滅していたという事実を確認したものだということで主張をされてございます。

また、株主支援につきましては、契約上の上限額を超えて支出をしているということ、

また株主支援自体が法的な義務ではなく、紳士協定に類するものだというような主張をされてございます。

第5回の弁論準備手続におきましては、裁判長のほうから被告の準備書面3、4の内容に関する若干の確認と、原告に対しましては被告準備書面の3、4に反論をするということ、また被告準備書面2で指摘のございました平成25年度の保守管理費用の実績額の相違に対して主張するという、また平成25年度のメイン設備の保守管理費の増加、ここは損害論の核心ということで、増加した項目と理由を丁寧に文章で主張すること、そういうような指揮があったところでございます。

また、被告に対しても、原告の主張に対して反論をするようにという指揮がございました。

その後、裏面になりますけれども、ナンバー21と22におきまして原告の事業書面(6)と(7)を提出してございます。主にメイン設備に係る平成25年度の保守管理の内容と費用につきまして一覧表にいたしまして、詳細を説明するとともに、性能保証とのかかわり合いを説明したものでございます。また、被告の準備書面3と4に対する反論をしてございまして、株主支援につきましては契約上の義務であると、法的義務だというようなことを説明してございます。

次に、ナンバー23でございましてけれども、第6回の弁論準備手続が1月25日に開催されております。裁判長のほうから原告の準備書面に関する若干の内容確認と平成25年度のメイン設備の保守管理費用につきまして原告と被告の主張する金額に多少の違いがあるので、この点の理由を説明するようにというお話があったところでございます。この相違点につきましては、現在分析中ではございましてけれども、被告の主張する保守管理費用に運営会社である西胆振環境が実施した分を含んでいないということが原因の一つということは確認してございます。引き続き検討の上、裁判所に対して説明をしてまいりたいということで考えてございます。

次回の弁論準備手続につきましては、被告のほうの反論の時間を考慮いたしまして、3月28日となったところでございます。

この件につきましては、以上でございます。

○加納総務課主幹 それでは、西胆振地域廃棄物広域処理施設整備検討業務委託についてになりますが、委員会資料2で説明させていただきます。

これは、昨年8月に総務常任委員会で報告させていただいておりますが、ごみ焼却施設整備についての比較検討業務を平成28年度に行う予定でありますので、その業者選定についての報告になります。

1、業務内容ですけれども、西胆振地域廃棄物広域処理施設の整備について長寿命化する場合と新設する場合、それぞれの費用や事業スケジュールなどの検討を行い、それらの比較検討整理を行うこと及び検討整理内容についての確認、協議を担当課長職会議にて行いますが、この会議への支援となっております。

次に、2の委託業者選定方法ですが、今後の施設整備方針を決定する重要な業務でありますことから、技術提案の評価に重きを置いてコンサルタントを公募し、選定するプロポーザル方式としております。

3、提案等の評価方法ですが、構成市町の担当課長職の5名に広域連合事務局長を加えた6名を選定委員とし、技術提案やプレゼンテーション等による評価を行います。

次に、4の選定スケジュールとしましては、2月に公告をし、3月に技術提案書、プレゼンテーション等によりまして評価、選定を行い、優先交渉順を決定し、4月に契約をする予定としております。

5の上限額ですが、1,700万円以内としております。

裏面になりますけれども、裏面は平成28年度予定する日程になっております。4月に契約締結し、8月には進捗状況にもよりますが中間報告を考えております。9月以降に廃棄物課長職会議で検討報告内容の確認、協議し、副市町長会議、市町協議会にて協議、決定し、11月に方針案を議会報告し、2月に施設整備方針を報告させていただきたいと考えております。また、平成11年3月に策定されました西胆振地域廃棄物広域処理基本構想の将来計画などを踏まえまして、登別市、白老町につきましてもオブザーバーとして4月以降協議へ参加する予定となっております。

説明は以上でございます。

○児玉委員長 ここで委員長より一言申し上げます。

委員の皆様が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言をいただきますようお願いをいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉委員長 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

次に、本委員会における平成28年度の先進都市に対する委員会調査についてであります。視察地、調査内容等につきまして御意見等がございましたらお伺いしたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

(「委員長、副委員長に一任します」「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉委員長 それでは、調査日程等につきましては正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

調査日程につきましては、5月9日月曜日から13日金曜日の5日間のうちの3日間で調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

---

午前10時10分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長